

「献立一品還付事業」実施概要

1. 実施目的

食物アレルギー疾患を有するため、学校給食で提供される給食の全部又は一部を食べることができない児童生徒に対し、保護者の学校給食費の負担軽減を図るため、食せなかった分の費用を還付します。

2. 対象者

本事業の対象者は、小麦、卵、乳等の食物アレルギー疾患を有するため、学校に医師の診断による学校生活管理指導表を提出し、給食の全部又は一部を食べることができない児童生徒の保護者となります。

3. 朝霞市の学校給食で使用している食材について

本市の学校給食では、食物アレルギー重篤度の高い下記の食材は使用していません。

そば、落花生（ピーナッツ）、アーモンド、カシューナッツ、くるみ
キウイフルーツ、びわ、生卵

また、主食のパンは卵を使用していないものを提供しています。

4. 還付単価

献立一品ごとの還付単価は、主食・汁物・主菜・副菜ごとの単価となります。

（参考）令和5年度還付単価

※単価は毎年度変わります。

	主食	汁物	主菜	副菜	牛乳	計
小学校	59円	56円	42円	39円	53円	249円
中学校	69円	62円	59円	40円	55円	285円

※ 本事業では、食物アレルギーの原因物質を除去して食べた場合は還付の対象となりません。

※ 献立上の組み合わせに対する対応についても配慮します。

例) 青魚アレルギーがあり、だしが食せない場合の
主食（麺等）は対象とします。

※ 米飯代替提供事業を利用して、他の献立が食べ合わせとして
合わない場合も対象とします。



5. 事業実施の流れ

毎年度当初

食物アレルギー等による給食一部停止申出書（様式第1号）を学校へ提出していただきます。提出の際、学校生活管理指導表（写）を添付してくださるようお願いいたします。（申出書提出の際、既に学校に提出されている場合は添付の必要はありません。）

毎月

給食実施の前月に献立表、盛り付け表、食物アレルギー等による給食一部停止届（様式第2号）を対象者に郵送します。保護者は月末までに献立表を確認し、給食の停止を希望する日及び停止品目について、食物アレルギー等による給食一部停止届（様式第2号）、盛り付け表に記入して、学校へ提出してください。

年度末

保護者から提出された食物アレルギー等による給食一部停止届（様式第2号）により、還付額を決定します。還付の時期は、年度末(3学期の給食終了後)となります。

還付決定額につきましては、食物アレルギー等による給食一部停止に係る還付額決定通知書（様式第3号）により通知します。

【注意事項】

- ・本事業は給食提供月の前に給食の一部または全部の停止する内容（様式第2号）を学校へ報告していただく必要がありますので、必要書類は前月下旬に郵送します。
- ・給食センターから給食を提供する学校の献立の情報については、市のホームページに毎月25日前後に掲載いたしますので、書類の到着前に献立内容を確認したい場合はご利用ください。自校式給食の第四小学校・第五小学校・第八小学校については、それぞれの学校が個別に情報提供いたします。
- ・自校式給食の第四小学校・第五小学校・第八小学校では、一部の食材の除去食対応をしています。本事業の利用にあたり、除去食を食べるか給食費の還付を受けるかについて面談時にご相談ください。誤飲等の事故を防止するため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、大量調理方式である給食センターの対象校（小学校：第四・五・八小学校以外、中学校：全校）については、除去食の対応はありません。

【問合せ先】 学校給食課 電話 048-451-0370